

解体工事業登録事項変更届出書の記入要領と記入例

- ① 解体工事業者として登録を受けた後、登録申請時の事項に変更があった場合は、「解体工事業登録事項変更届出書」により登録事項の変更を届け出ます。この届出は、変更があった日から 30 日以内に行わなければなりません。また、変更があった事項に応じた書面を添付しなければなりません。
- ② 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者氏名」「登録番号」「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入します。
- ③ 「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入します。
- ④ 「変更前」および「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入します。
- ⑤ 「変更年月日」の欄には、変更のあった実際の日付を記入します。

解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和 年 △月 25日

株式会社 埼玉解体

申請者 代表取締役 埼玉 一男

(あて先)
埼玉県知事

フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ サイタマカイタイ 株式会社 埼玉解体		
住 所	郵便番号 (〇〇〇-●●●●) 埼玉県さいたま市浦和区高砂△-△ 電話番号 (048) 〇〇〇-〇〇〇〇		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	サイタマ カズオ 埼玉 一男		
登録番号	埼玉県知事 (登-26) 第〇〇〇号		
登録年月日	平成26年〇月15日		
変更の係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
役員の変更	カイタイ シロウ 解体 四郎 (非常勤)	—	平成2□年△月1日 取締役退任
	—	カイタイ コロウ 解体 五郎 (非常勤)	平成2□年△月1日 取締役就任
	サイタマ タカシ 埼玉 隆 (非常勤)	—	平成2□年△月1日 相談役退任
	サイタマ カズコ 埼玉 和子	サイタマ カズミ 埼玉 和美	平成2□年△月1日 株主等変更

解体工事業登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和 年 △月 25日

株式会社 埼玉解体

申請者 代表取締役 埼玉 次郎

(あて先)
埼玉県知事

フリガナ 商号、名称又は氏名	カブシキガイシャ サイタマカイトイ 株式会社 埼玉解体		
住 所	郵便番号(〇〇〇-□□□□) 埼玉県さいたま市南区沼影□-□ 電話番号(048)〇〇〇-〇〇〇〇		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	サイタマ ジロウ 埼玉 次郎		
登録番号	埼玉県知事(登-26)第〇〇〇号		
登録年月日	平成26年〇月15日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表取締役の変更	サイタマ カズオ 埼玉 一男	サイタマ ジロウ 埼玉 次郎	平成2□年△月1日 代表取締役就退任
住所	〒〇〇〇-●●●● 埼玉県さいたま市 浦和区高砂△-△	〒〇〇〇-□□□□ 埼玉県さいたま市 南区沼影□-□	平成2□年△月1日 移転
技術管理者	分別 寛三	資元 行夫	平成2□年△月1日 就退任